

議案第 83 号

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出します。

令和 2 年 11 月 30 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

国家公務員の特別職の期末手当に係る改定に準じて、町議会議員の期末手当の
支給割合を改めるもの。

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。